

資料4－1－8 金融検査マニュアル検討会・座長談話

(金融検査マニュアル検討会座長 岩原紳作：東京大学法学部教授)

本日、金融検査マニュアル検討会「最終とりまとめ」をまとめ、これを公表することができたことについて、検討会の各委員の皆様、検討会の事務局を務めてくれた金融監督庁検査部審査業務課の職員の皆様、さらには、「中間とりまとめ」に対して貴重なご意見をお寄せいただいた皆様に、先ずもって、お礼を申し上げます。

本来であれば、座長である私が「最終とりまとめ」についてのご説明を申し上げなければならないところ、大学の公務のため、直接ご説明できないことをお詫び申し上げます。

さて、昨年7月の政府・与党の「金融再生トータルプラン（第2次とりまとめ）」等を踏まえ、金融検査マニュアルの作成のため、金融検査マニュアル検討会が設置されたのは昨年8月でした。それ以降、合計 24回にわたる審議を行い、この度、その最終的な成果として本「最終とりまとめ」を公表することができましたことは、私の大きな喜びとするところでございます。

検討会での審議に当たっては、「中間とりまとめ」に対してパブリックコメントを募る等、手続の透明性確保に配慮致しました。本「最終とりまとめ」は、金融検査は自己責任原則に基づく金融機関経営を補強するためのものであるとの考え方を基本に、今後の金融検査の在り方としては、①当局指導型から自己管理型への転換、②資産査定中心の検査からリスク管理重視の検査への転換が必要であるとの立場に立っています。また、諸外国の金融検査を巡る動向やバーゼル銀行監督委員会における議論をも勘案するなど、グローバル・スタンダードを踏まえて作成しています。さらに忘れてはならないのは、預金者や納税者の視点であり、預金者や納税者の皆様の理解が得られるような金融機関経営や金融行政の確立といった観点からの検討を行っています。

私としては、金融検査マニュアルの整備・公表が、監督当局の検査監督機能の向上及び透明な行政の確立に資するとともに、金融機関の自己責任に基づく経営を促し、もって金融行政全体に対する信頼の確保につながることを期待しております。

＊ 平成10年12月22日 発表、ホームページ掲載

資料４－１－９ 金融検査マニュアル検討会の開催日程

回 数	日 付	議 事 内 容
第１回	平成10年８月25日	・検討会の今後の進め方、検査マニュアルの全体像等について
第２回	平成10年９月８日	・金融検査の基本的考え方、内部管理のあり方等について
第３回	平成10年９月22日	・内部管理及び市場リスク管理のあり方について
第４回	平成10年10月６日	・市場リスク管理、事務リスク管理及びシステムリスク管理のあり方について
第５回	平成10年10月20日	・米国ＯＣＣ職員からのヒアリング ・コンプライアンスについて
第６回	平成10年11月５日	・コンプライアンス及び信用リスク管理のあり方について
第７回	平成10年11月18日	・信用リスク管理及び流動性リスク管理のあり方について
第８回	平成10年11月25日	・案文審議
第９回	平成10年12月２日	・案文審議
第10回	平成10年12月９日	・案文審議
第11回	平成10年12月11日	・案文審議
第12回	平成10年12月16日	・案文審議
第13回	平成10年12月18日	・案文審議
第14回	平成10年12月22日	・案文審議

平成10年12月22日 中間とりまとめ公表

[再開後]

回 数	日 付	議 事 内 容
第15回	平成11年2月26日	・今後の検討会の進め方について
第16回	平成11年3月3日	・ヒアリング（全国銀行協会連合会・全国地方銀行協会・第二地方銀行協会）
第17回	平成11年3月8日	・ヒアリング（全国信用金庫協会・全国労働金庫協会・全国信用組合中央協会）
第18回	平成11年3月11日	・ヒアリング（全国農業協同組合中央会・全国漁業協同組合連合会・全国信連協会・農林中央金庫）
第19回	平成11年3月17日	・ヒアリング（国際銀行協会・日本公認会計士協会・経済団体連合会・全国中小企業団体中央会・日本商工会議所・全国商工会連合会）
第20回	平成11年3月18日	・主要論点に関する討議
第21回	平成11年3月25日	・案文審議
第22回	平成11年3月30日	・案文審議
第23回	平成11年4月5日	・案文審議
第24回	平成11年4月7日	・案文審議

平成11年4月8日 最終とりまとめ公表

資料4-1-10 「コンピュータ2000年問題に関する金融検査における
チェックリスト（改訂版）」の公表について

西暦2000年にコンピュータが誤作動する恐れのある、いわゆる2000年問題については、その与える影響の大きさ、深刻さに鑑み、我が国においても関係各方面で様々な取組が行われてきているところである。また本年5月のバーミンガム・サミットにおいても本問題が取り上げられ、金融サービスなどの重要な分野で更なる行動をとることで合意されたところである。

この2000年問題については、大蔵省金融検査部において、昨年12月24日に、「コンピュータ2000年問題に関する金融検査におけるチェックリスト」を作成し、公表したと承知しているが、金融監督庁検査部においても引き続き金融機関における2000年問題の対応状況について実態把握に努めてきたところである。このような金融検査による実態把握の結果を踏まえ、また2000年問題のために残された時間が少なくなるとともに、必要な対応のフェーズが変化してきていることに鑑み、今般、金融監督庁検査部において従来のチェックリストを改訂することとした。改訂されたチェックリストにおいては、金融機関の経営陣・従業員等が2000年問題についての認識を高め、また、対応策を策定する段階は既に終了しているべきであるとの考え方に立ち、対応策の実施、特に、システム等の修正及びその後のテスト、コンティンジェンシー・プランの作成に重点を移している。

今後の金融検査においては、改訂されたチェックリストに基づき実態把握が行われることになるが、各金融機関がこれを用いて自らチェックすることで、2000年問題への一層の対応に資するものと考えられることから、これを公表することとした。

＊ 平成10年8月25日 発表、ホームページ掲載

コンピュータ2000年問題に関する金融検査におけるチェックリスト（改訂版）

項 目	チ ェ ッ ク 項 目	チ ェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明
1. 経営陣等の認識・関与及び取組体制	（１）経営陣が2000年問題を理解し、2000年問題への対応を単なる技術的な問題としてではなく、経営にかかわる戦略的目標として確立しているか。また経営陣が2000年問題への対応策の策定及び実施に積極的に関与しているか。	・2000年問題対応がどのように経営戦略に反映されているか。 ・2000年問題対応に必要な経営資源を見積もり、予算に計上しているか。 ・2000年問題を統括する役員及び部署がどのように明確化され、またどのような取組体制が確立されているか。 ・2000年問題への対応の進捗状況について、経営陣にどのような形で、またどのくらいの頻度で定期的に報告されているか。
	（２）2000年問題の概要及びその対応策の内容を、金融機関の組織、従業員全体が理解するよう、経営陣は方策を講じているか。	・各部署ごとの2000年問題の担当者及び責任者は誰か。 ・従業員全体が2000年問題の対応策の内容を理解するためにどのような方策がとられているか。
	（３）2000年問題の対応策の内容について、経営陣は、政府・日銀等と連携を図っているか。	・経営陣は、政府・日銀・業界団体等の2000年問題対応策の内容を理解し、それを参考にして対応策を策定しているか。
2. 現状評価及び対応策の策定	（１）2000年問題への対応策が策定されているか。	・B I Sのペーパーでは、97年9月までに具体的かつ詳細な対応策が策定されていることが期待されているが、現時点（98年6月）で未策定の場合、対応が間に合わず、経営上重大な影響が生じる可能性が高い。
	（２）2000年問題により影響を受けるシステムについてリスト・アップが行われているか。	・金融機関自らのシステムのみならず、外部との接続システムも含めて網羅されているか。 ・地方及び海外拠点についても網羅されているか。 ・金庫、防犯設備等、マイクロ・コンピュータ搭載機器類についても網羅されているか。
	（３）2000年問題への対応策の各段階（影響を受けるシステムのリスト・アップ、システムの修正、テスト等）ごとに目標達成期日が明示的に設定されているか。	・各段階の目標達成期日はいつか。 ・特に、テストに十分な時間をとれる期日設定となっているか。

項 目	チ ェ ッ ク 項 目	チ ェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明
	(4) 2000年問題への対応策に関して、外部のベンダーやサービス・プロバイダーと積極的に連絡を取っているか。	・ 外部ベンダーやサービス・プロバイダーが提供するサービスや機器類等を特定、評価しているか。 ・ 外部ベンダーやサービス・プロバイダーと金融機関の責任を特定し、それぞれの責任を明確にしているか。 ・ 外部ベンダーやサービス・プロバイダーが、自社の供給する機器類等の2000年以降における正常稼働を必ずしも保証できないことを、金融機関は認識しているか。 ・ 外部ベンダーやサービス・プロバイダーが適切な対応をしているかを確認するため、どのようなモニター方法を確認しているか。 ・ 修正されたサービスや機器類等を、可能な限り金融機関自身がテストするプロセスを確立しているか。
	(5) 金融機関の顧客・主要取引先等における2000年問題への対応状況について把握し、対処しているか。	・ 2000年問題に関して金融機関に影響を与え得る顧客・主要取引先等をどのように特定し、また顧客・主要取引先等における対応状況をどのような方法で把握しているか。その結果はどのようなであったか。 ・ 顧客・主要取引先等における対応状況についての把握結果に基づいて、どのような対応が取られているか。
	(6) 2000年問題を統括する部署は、2000年問題への対応策の各段階における進捗状況を的確に把握し、対処しているか。	・ 2000年問題を統括する部署は、関連部署による作業の進捗状況をどのような形で、どのくらいの頻度でモニターしているか。 ・ 2000年問題を統括する部署は、関連部署による作業の進捗状況をどのような形で、どのくらいの頻度で経営陣に報告しているか。 ・ 定期的な報告を受けて、経営陣が問題点（例えば、予算不足、修正の失敗、作業の遅れ）を認識した場合、どのように取り組んでいるか又は指示をしているか。
	(7) 対応策の実施に必要な予算、人的資源、機材は確保されているか。	・ 対応策の実施及びテストに必要な予算はどのくらいの額と見積もられ、また確保されているか。

項 目	チ ェ ッ ク 項 目	チ ェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明
		・対応策の実施及びテストに必要な金融機関内部及び外部委託先の人的資源（特にスキルのある技術者）は何人と見積もられ、また確保されているか。 ・対応策の実施の過程で追加的な予算・人的資源が必要となった場合、どのように手当てされるか。
3．システム等の修正及びテスト	（１）システム、アプリケーション、機器等についての修正の進捗状況はどうか。	・各システム等の修正の終了予定日はいつか。（ＢＩＳのペーパーでは、優先順位の高い修正については98年央までに完了すること、また、全ての修正作業を98年末までに完了することが目標とされている。） ・各システム等の修正の進捗率はどうか。当初計画に比べて遅れている場合、その理由は何か。 ・2000年が閏年であることにも留意したコンピュータ計算プログラムに修正されているか。
	（２）システム等の修正の進捗状況について、どの程度の頻度で、又どのような形で経営陣に報告されているか。	・修正作業の過程で発生した問題や、当初計画に比した修正作業の遅延が経営陣にタイムリーに報告され、的確な対応が取られているか。
	（３）修正したシステム等の金融機関内におけるテスト及び外部とのテストはどのように行われているか。	・テストの具体的日程はどうなっているか。（ＢＩＳのペーパーでは、大手取引先と接続されたシステム及び全ての重要なアプリケーションについてのテストは98年末までに完了すること、また、全てのテストは99年央までに完了することが目標とされている。） ・テストの具体的日程が役職員、顧客・主要取引先等に周知されているか。 ・顧客・主要取引先等を含めたテストを行っているか。 ・テストがカバーするシステム、アプリケーション等の範囲はどうなっているか。テスト対象とならないシステム等がある場合に、2000年問題適格であることをどのように確保するのか。 ・テストの結果、更なる修正が必要な場合の具体的対応策はどうなっているか。

項 目	チ ェ ッ ク 項 目	チ ェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明
4．コンティンジェンシー・プランの作成	(1) 2000年問題対応のためのシステムの修正、テスト等の過程でトラブルが発生する場合に備えて、どのようなコンティンジェンシー・プランが策定されているか。	・コンティンジェンシー・プランは外部取引先等との関係で発生するトラブルをもカバーしているか。 ・コンティンジェンシー・プランは、支店や海外拠点で発生するトラブルをもカバーしているか。 ・コンティンジェンシー・プランは電気、水道、通信といった社会的インフラにかかわるトラブルをもカバーしているか。 ・コンティンジェンシープランのもとで、どのくらいの間業務運営できると見積もっているか。
	(2) 2000年1月1日以降にトラブルが発生する場合に備えてどのようなコンティンジェンシー・プランが策定されているか。	
5．その他	(1) 海外拠点における2000年問題についてどのように対処しているか。	・海外拠点における2000年問題についての対応の進捗状況が、どのような形で、またどのくらいの頻度で本社に報告されているか。 ・現地監督当局の2000年問題対応策に関する情報が逐次本社に報告され、本社の経営陣は理解しているか。 ・現地監督当局の検査で指摘された事項、報告を求められている事項が、本社に報告されているか。またそれらの指摘等に対し、本社の経営陣はどのように対処しているか。
	(2) 2000年問題への対応状況を株主・顧客等にディスクローズしているか。	・どのような形で、またどのくらいの頻度でどのような情報をディスクローズしているのか。 ・海外では、2000年問題の対応状況について十分なディスクロージャーが行われない場合、取引先等から取引を拒否されたり、取引に係る費用の割増を求められるケースがある。